

告 示

埼玉県告示第千六十五号

測量計画機関であるさいたま地方務局から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年九月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま地方務局

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

所沢市東住吉（土地区画整理予定地区を除く。）、西住吉及び南住吉

四 作業期間

平成二十九年十月一日から平成三十年二月二十八日まで